

在宅時も施錠

施錠は防犯の基本
在宅時でも玄関や勝手口には施錠、ゴミ捨てや家族の見送りなど短時間でも忘れずに

訪問者には不用意にドアを開けない

インターホンやドアスクープで訪問者を確認し、不用意にドアを開けない

帰宅時は背後や周囲を確認

背後から付いて来る者や周囲に潜む者がいないか確認した後に家に入る

旅行など不在時は近所への声かけ

旅行など不在にするときは、隣近所で声を掛け合い、新聞や郵便物などは止める

防犯設備を整備点検

防犯カメラ、センサーライト、防犯ガラス、防犯フィルム、雨戸、面格子などの防犯設備を整備し、常に点検する

トフリユによる強・窃盗対策10か条

匿名流動型犯罪いわゆるトフリユとは、SNS等で闇バイトを募集し、上位者の指示を受けて強盗等の凶悪犯罪や窃盗を行う集団による犯罪をいいます。



玄関はツーロック

玄関はツーロックとドアチェーン、窓には補助錠を備える

建物周辺は常に整理整頓

窓や2階から侵入されないよう建物周辺は常に整理整頓し、梯子や足場になるような物は置かない

鍵や金庫は携帯電話で写さない

家の鍵の複製を防ぐため、鍵を携帯電話等で撮影しない また金庫があることを知られないよう写真の写り込みに注意

大金を家に置かない

家に必要以上のお金を置かない
また、家族の在宅時間や勤め先、資産状況等を聞かれても教えない

不審に感じたらすぐ110番通報

犯行前には家の周りをうろついたり、訪問販売を装って下見する場合があります
不審に感じたらすぐ110番

防犯ポスター・青パト活動写真・標語の募集

(公社)新潟県防犯協会では、新潟県警察と共催し、次のとおり防犯ポスター・青パト活動写真及び標語を募集しています。多数の応募をお待ちしております。

応募締切 令和7年5月20日(火) 応募資格 新潟県内居住の方

ポスターの部	青パト活動写真の部	標語の部
課 題 様々なかたちの防犯ボランティア活動 ～防犯ボランティア活動の裾野の拡大と活性化を目指して～	課 題 青色回転灯等装備車の活躍	課 題 暴力団のいない社会づくり
○ 未発表作品 ○ 四切(横540mm×縦380mm) 横書き ○ 作品にスローガンやキャッチの文字は入れないこと。	○ 1人(1団体)5点まで ○ カラープリントA4横サイズ ○ 青パト団体と個人を特定できる場合は、その承諾を得ること。	○ 未発表作品 ○ 1人1点まで ○ 所定の応募用紙や葉書を郵送又はFAXで送付すること。

応募要領の詳細は、新潟県防犯協会のホームページで確認してください。
HP アドレス: <https://niigata-bouhan.or.jp/>



新規賛助会員

新潟市 株式会社北越ケース様

新潟県防犯協会は、278社の賛助会員の皆様に支えられています。防犯協会の事業目的に賛同され、活動の援助をしていただき、法人又は個人の会員を募集しています。
会員の方には、各種防犯資料等を送付させていただくほか、広報紙やホームページで紹介させていただきます。

賛助会員の募集

年会費：一口1万円

(複数口加入可)

【お問い合わせ先】

(公社)新潟県防犯協会

新潟市中央区新光町5番地4
TEL.025-284-1199

回 覧



生活安全ニュース

防 犯 新 潟

(公社)新潟県防犯協会ホームページアドレス <https://niigata-bouhan.or.jp/>



編集・発行

公益社団法人 新潟県防犯協会

(新潟県風俗環境浄化協会)

新潟市中央区新光町5番地4
新潟県交通安全協会会館1階
電話・FAX (025) 284-1199

令和6年中の県内の犯罪情勢

(暫定値)

◎ 刑法犯の認知状況 ～刑法犯認知件数が2年連続で増加～

(件)

区 分	認知数	前年比較	検挙数	前年比較
刑 法 犯 全 体	9,417	+745	5,161	+899
重 要 犯 罪	154	+29	137	+25
殺 人	11	+1	7	-3
強 盗	8	±0	9	+5
放 火	9	-5	10	-3
不 同 意 性 交 等	49	+19	47	+18
略 取 誘 拐・人 身 売 買	7	+2	7	+1
不 同 意 わ い せ つ	70	+12	57	+7
窃 盗 犯	6,252	+473	3,242	+577
重 要 窃 盗 犯	979	+99	848	+453
侵 入 盗	935	+92	825	+451
自 動 車 盗	34	+1	19	+2
ひ っ た く り	3	+2	1	±0
す り	7	+4	3	±0
そ の 他 窃 盗 犯	5,273	+374	2,394	+124
そ の 他 の 刑 法 犯	3,011	+243	1,782	+297

【特徴等】

- ◎ 刑法犯認知件数が9,417件と745件(8.6%)増加しました。
- ◎ 殺人などの重要犯罪が154件と29件(23.2%)増加しました。
- ◎ 窃盗犯が6,252件で、全体の66.4%を占め、473件(8.2%)増加しました。



新潟県明訓高校書道部による
特殊詐欺被害防止広報(新潟市江南区)

◎ 特殊詐欺等被害の認知状況

内 訳	認知件数		被 害 額		件数・被害額の 前年比較
	全体	うち 高齢者	全体	うち高齢者	
特 殊 詐 欺	202	116	8億9,223万円	6億4,425万円	+5 +3億1,531万円
オ レ オ レ 詐 欺	72	56	5億5,709万円	4億2,647万円	+33 +4億5,342万円
預 貯 金 詐 欺	3	3	441万円	441万円	-2 -303万円
架空料金請求詐欺	73	28	2億5,472万円	1億5,772万円	-21 -1億887万円
還 付 金 詐 欺	30	20	3,487万円	2,672万円	-14 -2,517万円
融資保証金詐欺	3	0	177万円	0円	-1 -161万円
金 融 商 品 詐 欺	0	0	0円	0円	-3 -1,687万円
そ の 他	14	2	1,965万円	921万円	+13 +776万円
キャッシュカード詐欺盗	7	7	1,972万円	1,972万円	±0 +968万円
SNS型投資・ロマンス詐欺	131	26	14億3,389万円	4億5,403万円	+76 +8億3,662万円
SNS型投資詐欺	77	15	7億8,408万円	3億2,348万円	+57 +4億7,289万円
SNS型ロマンス詐欺	54	11	6億4,981万円	1億3,055万円	+19 +3億6,373万円

- 【特徴等】 ◎ 特殊詐欺の被害件数が202件で、前年比5件(2.5%)増加しました。
- ◎ 特殊詐欺の高齢者被害の割合が57.4%で、前年比1.5ポイント減少しました。
- ◎ SNS型投資・SNS型ロマンス詐欺が131件で、前年比76件(138.2%)増加しました。

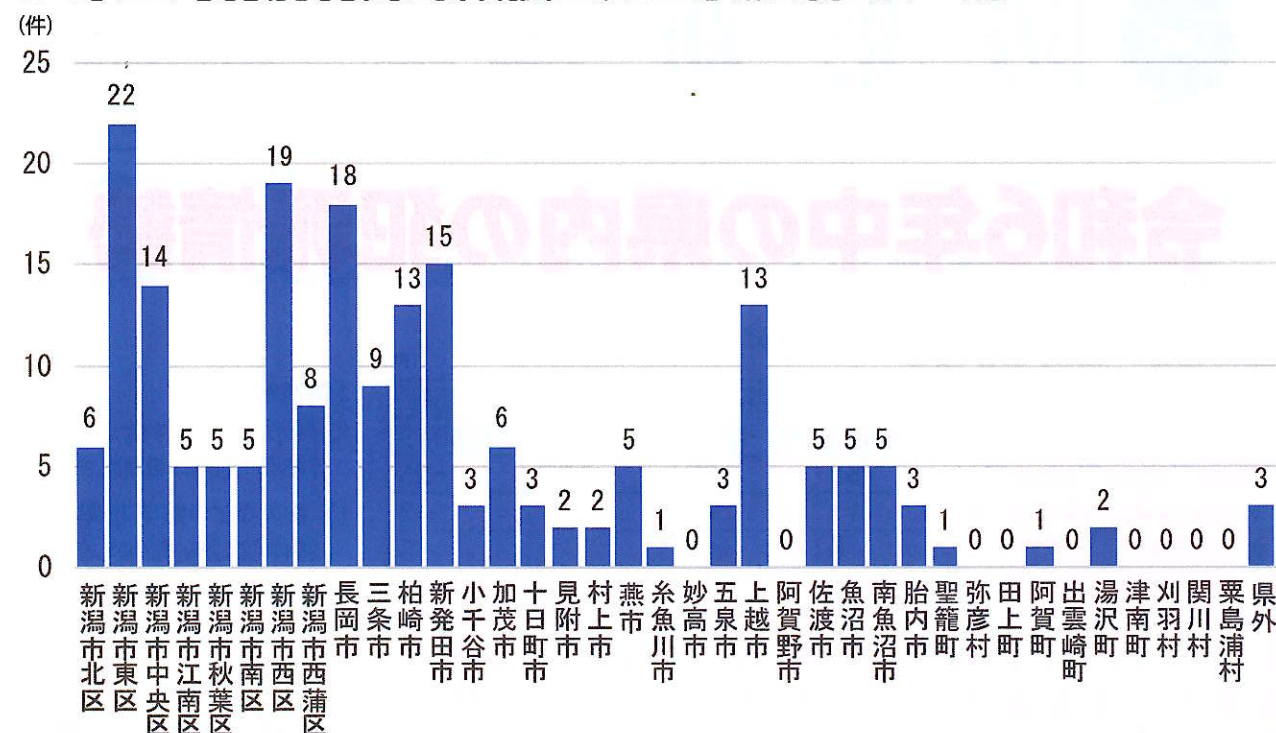


世帯訪問による防犯広報
(阿賀野市)



金融機関における
特殊詐欺被害防止広報
(見附市)

◎ 市区町村別特殊詐欺被害発生状況(令和6年)



フィッシング・スミッシングに注意!

フィッシング被害に注意!

表示されているURLからアクセスしない

そのメール本物ですか?

SMS/MMS 今日 0:00

お客様宛にお荷物のお届けにありますが不在のため持ち帰りました。下記よりご確認ください。

https://****.****

「重要」「警告」「未納料金」など不安をあおる内容に注意。

金銭等を要求する詐欺・脅迫メールには応じない。

フィッシングとは?

実在する会社などを装ったメールを送り付け、そのリンクから偽サイトに誘導し、IDやパスワード、クレジットカード情報を盗み取る手口です。

ショートメール(SMS)を利用したフィッシングのことをスミッシングといいます。

リンクのURLをタップするとどうなるの?

送信者名 正規カード会社名を装った名前

リンクをタップ

悪質サイトへ誘導するリンク

Login

パスワード

ログイン

本物そっくりの偽ログイン画面

情報を盗み取られ、不正にカードを利用されてしまいます。

すぐにカード会社に連絡し、利用停止しましょう!

身に覚えのない料金請求が発生

メールのリンクは触らない!

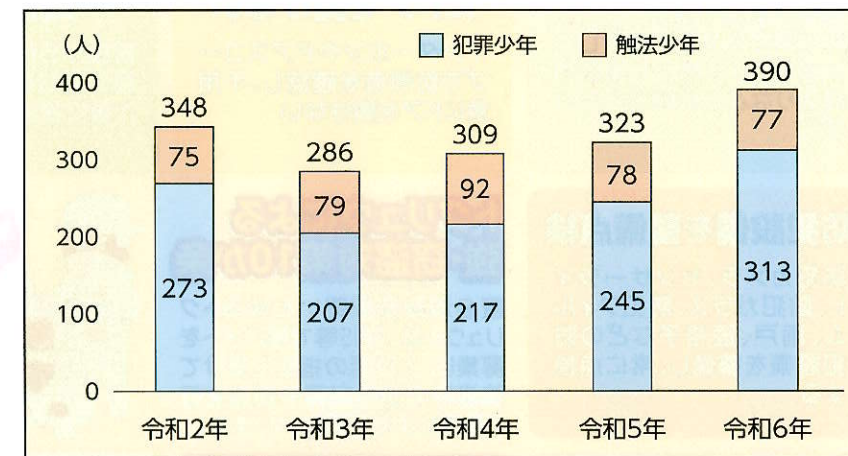
◎ 少年非行等の状況

【特徴等】

- ◎総数は390人と、前年より67人(20.7%)増加しました。
- ◎中学生は97人と、前年より26人(36.6%)増加し、高校生は157人と、前年より52人(49.5%)増加しました。
- ◎窃盗犯は154人と、前年より35人(29.4%)増加し、特別法犯は50人と、前年より7人(12.3%)減少しました。



「さばりす(s@police)」
少年課公式キャラクター



	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総数(人)	348	286	309	323	390
触法少年	75	79	92	78	77
犯罪少年	273	207	217	245	313

	総数(人)	小学生	中学生	高校生	その他学生	有職	無職
令和5年	323	41	71	105	26	59	21
令和6年	390	21	97	157	26	58	31

	総数(人)	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	うち万引き	その他刑法犯	特別法犯
令和5年	323	0	58	119	73	89	57
令和6年	390	3	79	154	77	104	50

令和6年12月12日

大麻の使用が禁止されました!

大麻取締法と麻薬及び向精神薬取締法が改正され、令和6年12月12日から大麻が麻薬に指定され、これまで禁止されていた密輸出・入、譲渡・受、栽培、所持に加えて、使用罪(7年以下の懲役)が新設され、一般に禁止となりました。

また、一定以上の大麻成分を含むグミやクッキーなどの製品も麻薬に指定され、所持や使用などが処罰の対象となります。

